

# 青森県報

第三千五百三号

平成二十四年  
二月二十日  
(月曜日)

## 目 次

### 告 示

生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出	(健康福祉課)	一
保安林の指定予定	(林政課)	一
保安林の指定解除	(同)	二
漁船保険付保義務の消滅	(三八地域民局)	二
漁船保険付保義務の発生	(同)	二
選挙管理委員会		
政治資金規正法による政治団体の名称等の公表	(事務局)	二
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出	(同)	三
政治資金規正法による政治団体の解散の届出	(同)	三
政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出	(同)	四
政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消しの届出	(同)	四

## 告 示

### 青森県告示第百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十四年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称又は氏名	所在地又は住所	変更年月日
変更前	医療法人松平病院	八戸市大字新井田字出口平一七	平成三三・一
変更後	社会医療法人松平病院		

### 青森県告示第百七号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十四年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 保安林予定森林の所在場所  
西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町字上山ノ井一四六の六三（次の図に示す部分に限る。）、一四六の九一
- 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び鰺ヶ沢町役場に備え置いて縦覧に供する。

青森県告示第百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十四年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

三沢市大字三沢字浜通八八五の一 地先（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 保安林解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第百九号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第一項第一号の規定により、次の加入区においては、平成二十四年二月二十日をもって指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十四年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

加入区 の名称	百石
------------	----

青森県告示第百十号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成二十四年二月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区 の名称
上北郡おいらせ町苗平谷地二四番地一三 木 村 慶 造	百石
上北郡おいらせ町一川目三丁目七三番地七六 沖 田 民 男	
上北郡おいらせ町一川目一丁目七三番地二〇〇 工 藤 德 康	

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十四年二月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	年届月日
自由民主党青森県八戸市第六支部	藤川 友信	清原 君子	八戸市大字石手洗一 字石手洗三三の	平成 二四・一・二〇

政党以外の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	年届月日
小関優後援会	秋田 勝二	小関 久美子	北津軽郡鶴田町大 字鶴田字早瀬五八 の一四	平成 二四・一・四
工藤眞一後援会	工藤 正義	鳴海 久男	東津軽郡平内町大 字松野木字家岸六 七	二四・一・三
晴山会	松山 晴彦	山本 早月	三戸郡田子町大字 田子字田ノ沢一の	二四・一・二九
三戸玲子後援会	岩見 幸夫	三戸 武	北津軽郡板柳町大 字大俵字和田三八 二	二四・一・二五
今浩一後援会	小野 正義	吹田 正弘	北津軽郡板柳町大 字板柳字土井三四 八の二	二四・一・二七

青森県選挙管理委員会告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七條の二第一項の規定により告示する。

平成二十四年二月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第一百号）第十二條に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	年届月日
自由民主党稲垣支部	齋藤 幸洋	齋藤 幸洋		平成 二四・一・二〇

政党以外の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	年届月日
大島理森後援会	国会議員関係政治団体の区分	係る国会議員関係政治団体の候補者の公職及び公職の種類 大島理森衆議院議員	国会議員関係政治団体以外の政治団体	平成 二四・一・二〇
高山浩司後援会	代表者	名久井 忠雄	中川原 一義	二四・一・二〇
本堂守康後援会	代表者	本堂 弘子	本堂 守康	二四・一・二三
山本武朝後援会	主たる事務所の所在地	青森市大字筒井字八ツ橋二〇五の二	青森市大字浜田字玉川二一一の四七	二四・一・二五

青森県選挙管理委員会告示第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七條第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十四年二月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
鳥谷部富子後援会	平成三・三・三	平成四・一・五
弘前政治経済戦略会議	三・三・三	二四・一・五
善友会	三・三・三	二四・一・六
本堂守康後援会	三・三・三	二四・一・三
船水免彦後援会	三・三・三	二四・一・七
工藤功後援会	三・三・三	二四・一・九
亀田道隆後援会	三・二・三	二四・一・二〇
嶋川勝治後援会	三・三・一〇	二四・一・二六
鳴海強後援会	三・三・二九	二四・一・二七

青森県選挙管理委員会告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十四年二月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 川村能人

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団 体の名称	異動事項	新	旧	届出 年月日
山本武朝 (青森市議 議員)	山本武朝後 援会	主たる事務 所の所在地	青森市大字 筒井字八ツ 橋二〇五の 二	青森市大字 浜田字玉川 の四	平成 二四・一・ 二五

青森県選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十四年二月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 川村能人

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団体の 名称	代表者 氏名	主たる事務所の 所在地	届出 年月日
上田善四郎 (八戸市議 議員)	善友会	上田善四郎	八戸市大字新井田字 横町三〇の一	平成 二四・一・ 二六
工藤功 (平内町議 議員)	工藤功後援会	工藤功	東津軽郡平内町大字 松野木字家岸六〇	二四・一・ 二九

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町一丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭